

**対象設備**

日本真空工業会では、本税制の対象となる設備の中で下記に記載の設備で使用される「真空装置」について証明書発行団体に指定されています。

**機械装置**

日本真空工業会が証明書を発行する対象設備リスト		
番号	細目	対象装置 例
1	食料品製造業用設備	真空吸引装置
		真空脱泡装置
		搾乳機
		真空蒸練機
		真空巻き締め
		真空フライ
		真空包装装置
		真空急速冷却装置
		冷凍解凍機
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	真空蒸留装置
		ブラボトルDLC成膜装置
8	化学工業用設備	吸着搬送設備
		真空濃縮装置
		精密蒸留装置
		凍結乾燥装置
		真空脱泡装置
		エポキシ注入装置
		真空充填装置
		真空乳化攪拌装置
		真空熱処理装置
10	プラスチック製品製造業用設備	フィルム表面処理装置・プラスチックレンズ蒸着装置・リフレクターランプ用成膜装置・プラスチック容器成膜装置
13	窯業又は土石製品製造業設備	真空熱処理（焼結・焼入・ホットプレス）装置/真空含浸装置
14	鉄鋼業用設備	真空溶解炉/真空脱ガス装置
15	非鉄金属製造業用設備	真空接合（拡散・電子ビーム・ロー付）装置・真空（脱脂・溶解）装置/特殊鋼材表面（改質・処理）装置
16	金属製品製造業用設備	真空接合（拡散・電子ビーム・ロー付）装置/化粧鋼板成膜装置
17	はん用機械器具（・・・）製造業設備	真空充填装置/真空吸着搬送装置
18	生産機械器具製造業設備	ボールベアリング・軸受等表面改質装置
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。）	真空焼鈍装置
		真空乳化攪拌装置
		光学薄膜形成装置
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	（一社）日本半導体製造装置協会 が取り扱わない 真空装置
21	電気機械器具製造業設備	ハンパ形成装置/接点表面処理装置
22	情報通信機械器具製造業用設備	
23	輸送用機械器具製造業用設備	真空焼入れ装置
		プラズマCVD装置
		リークテスト装置（器具・備品に該当しないもの）
		真空含浸装置
24	その他の製造業用設備	大型真空蒸着装置
		スパッタ装置
		プラズマCVD装置
25	農業用設備	搾乳機真空ポンプ
		糞尿真空乾燥機
31	電気業用設備	真空含浸装置
42	飲食料品卸売業用設備	真空吸引処理装置
44	飲食料品小売業用設備	真空包装装置
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区別によらないもの	その他の真空冶金装置

**器具・備品**

3 時計、試験機器及び測定機器	試験又は測定機器	Heリークディテクター、質量分析計等、真空計
6 容器及び金庫	金属製のもの	真空容器
7 理容又は美容機器		真空機器
8 医療機器	消毒殺菌用機器	真空機器
	手術機器	真空機器
	歯科診察用ユニット	真空機器

**建屋附属設備**

給排水又は衛生設備及びガス設備	真空機器	真空ポンプ等
-----------------	------	--------

**工具**

測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む）	真空機器	真空計等
------------------------------	------	------